

7 神奈川県立港北高等学校生徒会規約

(名称)

第1条 本会は神奈川県立港北高等学校生徒会（以下、本会という）という。

(目的)

第2条 本会は神奈川県立港北高等学校（以下、本校という）の教育目標の達成、健全な校風の維持刷新、会員相互の親睦、学校生活の充実に努めることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は本校生徒で組織し、会員はすすんで発案、討議等に参加する権利を与えられ、定められた会費を納入する義務をもつ。

(顧問)

第4条 本会に顧問をおく。顧問は本校教職員の中から校長が委嘱し、本会の運営活動について指導助言する。

(事業)

第5条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 校風の維持刷新に関する事。
- (2) 生徒の文化教養に関する事。
- (3) 生徒の福利厚生に関する事。
- (4) 部活動に関する事。
- (5) その他本会の目的達成に関する事。

(役員)

第6条 本会事業を推進するため、次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 会計4名 事務局員若干名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長は別に定める選挙管理規則により選出する。

2. 会計、事務局員は会長が指名し、常任委員会に諮る。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、会務を処理し、本会全般を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその業務を代行する。

会計は本会の会計事務を行う。事務局員は事務処理等本会運営上必要な業務を行う。

(機関)

第9条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 役員会（生徒会本部）
- (4) 学級委員会
- (5) 厚生委員会
- (6) 保健委員会
- (7) 美化委員会
- (8) 図書委員会
- (9) 新聞委員会
- (10) 放送委員会
- (11) 部長会（クラブ委員会）
- (12) 会計監査委員会
- (13) 特別委員会

(総会)

第10条 総会は会員により構成される最高の決議機関である。

2. 定例総会は、毎年4月中に行うことを原則とする。

3. 本会運営上、必要があると会長が認めたとき、又は3分の1以上の会員の要求があったときは、会長は臨時総会を招集する。

(総会の議事事項)

第11条 総会は次の事項を討議する。

- (1) 規約改正について
- (2) 予算、決算について
- (3) 行事について
- (4) その他

(議長)

第12条 総会の正副議長は、常任委員会の正副委員長とする。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は第9条(3)のうち、会長・副会長・会計・事務局員各1名の計4名、(4)から6名、(5)(6)(7)(8)(9)(10)から各1名、(11)から6名(文化系3名、体育系3名)の代表者で構成し、本会の事業について審議決定する総会につぐ機関である。

2. 本委員会は、常任委員の3分の1以上の要請により、会長が召集し、正副委員長は役員以外の互選による。

第14条 役員会は第6条の役員で構成し、事業の立案、運営予算案の作成、決算報告、総会、及び常任委員会の決議事項の処理に当たる。

(各種委員会の構成)

第15条

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 学級委員 | 各クラスから2名 |
| (2) 厚生委員 | 各クラスから2名 |
| (3) 保健委員 | 各クラスから男女各1名 |
| (4) 美化委員 | 各クラスから2名 |
| (5) 図書委員 | 各クラスから2名 |
| (6) 新聞委員 | 各クラスから1名 |
| (7) 放送委員 | 各クラスから1～2名 |
| (8) 部長 | 各部から1名 |
| (9) 会計監査委員 | 各クラスから1名 |
| (10) 特別委員 | |

- | | |
|------------|----------|
| A 文化祭実行委員 | 各クラスから2名 |
| B 体育祭実行委員 | 各クラスから2名 |
| C 球技大会実行委員 | 各クラスから2名 |
| D 選挙管理委員 | 各クラスから1名 |

(各種委員会の業務)

第16条 各種委員会の業務は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 学級委員会 | ホームルーム運営についての企画立案運営及び各種連絡 |
| (2) 厚生委員会 | 会員の福利厚生 |
| (3) 保健委員会 | 会員の健康と安全 |
| (4) 美化委員会 | 校舎内外の美化 |
| (5) 図書委員会 | 図書館の企画・広報 |
| (6) 新聞委員会 | 学校新聞の発行 |
| (7) 放送委員会 | 校内の放送活動 |
| (8) 部長会 | 部運営全般 |

(9) 会計監査委員会 本会の業務会計について監査

(特別委員会)

第 17 条 本会の総会での行事決定及び役員会が必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。

2. 特別委員会は、行事の企画立案運営に当たる。

3. 特別委員会の構成は、会長が別に定める。

(ホームルーム)

第 18 条 ホームルーム集会は、学級担任の指導により随時開き、クラスの意向を定めるとともに、会員相互の親睦をはかり、本会に対して希望や意見があるときは、委員を通じ、その属する委員会、常任委員会に提案することができる。

(議決)

第 19 条 総会及び各委員会は、顧問の指導により、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、議決は出席者の過半数とする。

2. 総会及び各種委員会の議決は、顧問(校長)に報告することを必要とする。

(役員、委員の任期)

第 20 条 役員及び委員の任期は1年とする(役員は12月から、委員は4月から)。ただし、特別委員は、任務の終了までとする。

2. 会長、副会長に欠員が生じた場合は、常任委員会にはかり、補充の必要を認めたとき、補欠選挙を行う。委員に欠員が生じた場合は、その選出母体から補充する。(ただし、その任期は前任者の残存期間とする)

(役員及び委員の兼任)

第 21 条 役員及び委員の兼任は原則として認めない。ただし、常任委員、特別委員はその限りではない。

(役員及び委員の任命と解任)

第 22 条 本会の役員及び委員は校長が委嘱する。

2. 本会の役員及び委員について、その選出母体会員の3分の1以上の解任要求があるとき、解任可否について投票を行う。

投票は、その選出母体会員の4分の3以上の有効投票があり、有効投票者の過半数が可とするとき、校長は、その役員及び委員を解任する。

3. 役員及び委員が辞任を申し出、その選出母体会員の過半数が承認したとき、校長は辞任を認める。

(部・同好会)

第 23 条 部、同好会については、別に細則で定める。

(収入)

第 24 条 本会の収入は入会金、会費(寄附金、事業益金その他を含む)とする。

2. 会費は会員1人につき、月額700円とする。【令和5年4月改定～現在】

3. 入会金は1,000円とし、本会入会するとき納入する。

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計簿の公開)

第 26 条 本会及び部の会計帳簿等は、会員の請求があった場合、手続きを経て公開する。

(決算)

第 27 条 本会の決算は、総会の承認を必要とする。

(会計の細則)

第 28 条 本会の収入支出の細則は、「生徒会費」と「生徒会積立金」に分け、別に定める。

(会計監査)

第 29 条 本会の会計監査についての細則は別に定める。

(慶弔)

第 30 条 会員の慶弔についての細則は、別に定める。

(規約改正)

第 31 条 本会の規約改正は、総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(規則、細則)

第 32 条 本会規約実施に必要な規則、細則の作成、改正は、常任委員会の決議を必要とする。

(活動の限界)

第 33 条 本会の活動は、学校教育活動の範囲に限定し、校長は、本会のすべての活動に、最終的責任を持つ。

(校長の留保権)

第 34 条 校長は教育的見地から総会及び委員会の決議事項を保留することができる。

昭和 44 年 10 月 14 日施行
平成 10 年 3 月 23 日改正
平成 13 年 5 月 31 日改正
平成 27 年 5 月 22 日改正
令和 5 年 4 月 1 日改正